

令和7年(2025年)6月18日付け札幌市告示第2594号の内容に係る訂正について、下記のとおり告示する。

令和7年(2025年)6月19日

札幌市長 秋元 克広



記

1 訂正する内容

令和7年札幌市告示第2594号別表の工事番号「25(下)第0103号」工事名「防災・安全交付金事業 伏古川水再生プラザ汚泥前処理機械設備工事」の入札保証金に係る添付書類を下記のとおり追加する。

2 追加書類

別紙のとおり

3 担当部局

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係

電話011-211-2442

入札保証金 徴収する。ただし、利付国債の提供、金融機関等の保証、入札保証保険（定額補填方式）又は金融機関等若しくは保証事業会社と契約保証の予約の契約によることができる。

① 入札保証金の納付期間

令和7年6月18日から、令和7年6月27日まで

② 指定金融機関等の領収印のある領収済の納付書・領収書の写しの提出期間

令和7年6月18日から、令和7年6月30日まで

③ 利付国債の証券、金融機関等の保証証書、入札保証保険証券又は契約保証の予約の証書の提出期間

令和7年6月18日から、令和7年6月30日まで

④ 入札保証保険及び入札保証の保証期間

証券等の提出の日から、令和7年7月31日までを含んだ日

※ 詳細は、「入札保証金の取扱いに係る入札説明書」を参照

入札保証金の取扱いに係る入札説明書

1 入札保証について

入札参加者は、次の各号のいずれかに掲げる入札保証を付さなければならない。なお、入札参加者が(2)又は(3)に掲げる保証を付したときは当該保証は入札保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、(4)又は(5)に掲げる保証を付したときは入札保証金の納付を免除するものとする。

- (1) 入札保証金の納付。
- (2) 入札保証金に代わる担保となる利付国債の提供。
- (3) 銀行又は市長が確実と認めるその他の金融機関（以下「金融機関等」という。）の入札保証。
- (4) 発注者を被保険者とする入札保証保険契約の締結。
- (5) 金融機関等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）との間に契約保証の予約を締結しているとき。

2 入札保証に係る書類の提出方法について

(1) 入札保証金を現金で納付する場合

ア 入札参加者は指定の期日までに税込みの入札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額。以下同じ。）の100分の3以上の入札保証金を納付すること。

イ 契約担当課において入札保証金の納付書・領収書（歳入歳出外現金）（以下「納付書」という。）の発行を受け、入札保証金を札幌市の指定金融機関又は収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）に納付すること。

ウ 納付後は、当該金融機関の領収印のある領収済の納付書の写しと入札保証金提出書（別紙1）を入札保証に係る書類の提出書類として、指定する期日までに市長（契約担当課）に持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。必着。以下同じ。）すること。

(2) 利付国債の提供による場合

ア 利付国債は、証券として提供が可能なものに限る。

イ 利付国債の額はその額面金額の100%をもって計算することとし、当該金額が税込みの入札金額の100分の3以上であること。

ウ 入札参加者は、指定の期日までに利付国債の証券及び「歳入歳出外有価証券納付書」を市長（契約担当課）に持参又は郵送すること。

(3) 金融機関等の入札保証による場合

ア 市長が確実と認めるその他の金融機関とは、原則として指定金融機関等とする。

イ 入札参加者は、指定の期日までに税込みの入札金額の100分の3以上の保証金額で

ある保証証書を市長（契約担当課）に持参又は郵送すること。

ウ 保証証書の内容には、次の事項を含むものとする。

- (ア) 名あて人が発注者であること
- (イ) 保証人が金融機関等であり、押印があること。
- (ウ) 保証委託者が入札参加者であること
- (エ) 保証に係る工事の工事名が入札告示に記載の工事名と同一であること。
- (オ) 保証委託者が契約を結ばないことによる損害金の支払いを保証する旨の記載があること。
- (カ) 保証期間は、書類の提出日から市長が指定する日までを含むものであること。
- (キ) 保証債務履行の請求の有効期限が保証期間経過後 6 か月以上確保されていること。

(4) 入札保証保険による場合

ア 入札保証保険とは、落札者が契約を結ばない場合に、保険会社が保険金を支払うことを約する保険であり、入札参加者は定額てん補方式を申し込むこと。

イ 入札参加者は、指定の期日までに税込みの入札金額の100分の3以上の保険金額である入札保証保険証券を市長（契約担当課）に持参又は郵送すること。

ウ 入札保証保険証券の内容には、次の事項を含むものとする。

- (ア) 被保険者が発注者であること。
- (イ) 保険会社の記名押印があること。
- (ウ) 保険契約者が入札参加者であること。
- (エ) 契約の内容としての工事名が入札告示に記載の工事名と同一であること。
- (オ) 入札保証保険の普通保険約款及び特約条項その他証券に記載したところにより入札保証保険契約を締結した旨の記載があること。
- (カ) 保険期間は、書類の提出日から市長が指定する日までを含むものであること。

(5) 金融機関等又は保証事業会社の契約保証の予約による場合

ア 保証事業会社とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。

イ 入札参加者は、指定の期日までに契約保証の予約に係る契約希望金額が税込みの入札金額以上又は保証金額が税込みの入札金額の100分の10以上である契約保証の予約の証書を市長（契約担当課）に持参又は郵送すること。

ウ 契約保証の予約証書の内容には、次の事項を含むものとする。

- (ア) 名あて人が発注者であること。
- (イ) 金融機関等又は保証事業会社の記名押印があること。
- (ウ) 予約契約者が入札参加者であること。
- (エ) 保証に係る工事の工事名が入札告示に記載の工事名と同一であること。
- (オ) 金融機関等又は保証事業会社と予約契約者との間に契約保証の予約を行ったこ

とを証する旨の記載があること。

3 保証金額及び保証期間の変更について

- (1) 入札保証金の額は、納付後の増額等の変更を認めないものとする。
- (2) 入札保証保険の保険金額、利付国債の額、入札保証の保証金額（以下「保証の額」と総称する。）又は契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金額は、提出後の増額等の変更を認めないものとする。
- (3) 入札の延期又は落札決定の保留等により契約を締結する見込みの期日が延長した場合、金融機関等の入札保証を提出した入札参加者は、保証期間を変更保証書の提出日から市長が指定する新たな契約締結見込日までが含まれるように延長変更する旨の金融機関等が発行する変更保証書を提出すること。

4 入札保証金の未納等又は入札保証に係る書類の不備による入札の無効

入札保証に関し、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札保証金の納付がないもの、納付した金額が規定の額に不足するもの若しくは領収済の納付書の提出がないもの又は2の（2）から（5）までに掲げる入札保証に係る書類の提出がないもの
- (2) 入札保証の保証の額又は契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金額が規定の額に不足するもの
- (3) 2の（2）から（5）までに掲げる入札保証に係る書類に不備があるもの

5 入札保証金等の返還について

- (1) 入札保証金、利付国債及び金融機関等による入札保証は、次の方法により落札者の決定後直ちに返還する。ただし、落札者に対しては当該契約を締結後直ちに返還する。また、入札保証保険及び金融機関等又は保証事業会社の契約保証の予約は、返還しないものとする。

ア 入札保証金

入札参加者は「入札保証金払出請求書」（別紙2）を市長（契約担当課）へ提出する。市長（契約担当課）は当該書類の受領後すみやかに、入札保証金の払出手続をする。

イ 利付国債

入札参加者は「歳入歳出外有価証券還付請求書」を市長（契約担当課）へ提出する。市長（契約担当課）は当該書類の受領後すみやかに払出手続をする。

ウ 金融機関等による入札保証

入札参加者が提出する「金融機関等の保証証書に係る受領書」（別紙3）と引き換えに、入札参加者を經由して入札保証証書を金融機関等に返還する。

エ 入札保証保険

入札保証保険証券は返還しないものとする。

オ 金融機関等又は保証事業会社の契約保証の予約

契約保証の予約証書は返還しないものとする。

(2) 入札保証金又は入札保証金に代わる担保としての利付国債は、落札者の申出により契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部にあてることができる。

6 落札者が契約を結ばない場合の取扱い

(1) 落札者が契約を結ばない場合、入札保証金及び入札保証金に代わる担保としての利付国債は返還しないものとする。また、入札保証保険の締結又は金融機関等との間に入札保証がなされているときはその定めに従って保証金又は保険金を請求するものとする。

(2) 契約保証の予約に係る予約証書を提出した落札者が契約を結ばない場合は、その者の税込みの入札金額の100分の3の額を落札者に損害賠償として請求するものとする。

7 費用の負担

入札保証金の納付又は入札保証に係る書類に必要な費用は、入札参加者の負担とする。

8 その他

その他ここに説明の無い事項は、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）及び工事における入札保証の取扱試行要領（平成20年7月1日財政局理事決裁）等によるものとする。